書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２３３号

宮崎県都城市宮丸町3048番地６
破産者　中原　勝芳
異議申述期間　平成22年８月23日まで
平成22年６月22日　宮崎地方裁判所都城支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２３７号

東京都世田谷区中町４丁目38―23
破産者　斉藤　　大
免責意見申述期間　平成22年８月23日まで
平成22年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２２年（フ）第５２３７号

東京都世田谷区中町４丁目38―23
破産者　斉藤　　大
審尋期日　平成22年８月23日午後３時
平成22年６月18日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第２０５４号

東京都千代田区九段南４丁目２番11号
清算株式会社　株式会社日本中古車査定センター
代表清算人　工藤　　仁
１　決定年月日　平成22年６月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０９１号

東京都葛飾区柴又３丁目29番16号
清算株式会社　ヒカリシューズ株式会社
代表清算人　長濱　道也
１　決定年月日　平成22年６月21日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１条　通則
１　債権の定義
⑴　協定債権及び特別清算債権
本協定において、特別清算株式会社（以下「会社」という。）に対する債権のうち⑵記載の債権（一般優先債権等）を除いた債権を協定債権といい、協定債権のうち平成21年９月30日（特別清算開始決定日）の前日（同日を含む。）までに発生したもの（但し、会社から弁済を受け既に消滅したものを除く。）を特別清算債権という。
⑵　一般優先債権等
本協定において、以下の債権を一般優先債権等という。
①　一般の先取特権その他一般の優先権がある債権
②　特別清算の手続のために会社に対して生じた債権
③　特別清算の手続に関する会社に対する費用請求権
２　端数の処理
本協定における弁済において生じる一円未満の端数は切り捨てる。
３　弁済の場所
本協定における弁済は、一般協定債権者（第４条第２項⑴アにより定義される。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は各一般協定債権者の負担とする。
第２条　協定債権及び特別清算債権
本協定における協定債権及び特別清算債権の額は、別紙「協定債権・特別清算債権一覧表」記載のとおりである。
第３条　一般優先債権等の弁済
一般優先債権等は、随時全額弁済する。
第４条　協定債権の弁済及び債務免除
１　株式会社クラレ及び長濱道也
協定債権を有する債権者（以下「協定債権者」という。）のうち株式会社クラレ及び長濱道也は、会社に対し、本協定の認可決定の確定の日において、その有する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　一般協定債権者
⑴　弁済
ア　特別清算債権額が100万円以下の一般協定債権者
会社は、株式会社クラレ及び長濱道也を除く協定債権者（以下「一般協定債権者」という。）のうち、特別清算債権の額が100万円以下の一般協定債権者に対し、第５条第１項に定める方法により、その特別清算債権の全額を弁済する。
イ　特別清算債権額が100万円を超える一般協定債権者
会社は、上記アに基づき特別清算債権の全額の弁済を受ける一般協定債権者を除く一般協定債権者に対し、第５条に定める時期に、同条の定める弁済原資より、第１回弁済として各特別清算債権の額の30パーセントの金員を弁済し、第２回弁済として各特別清算債権の額の割合に応じた金員を弁済する。
⑵　債務免除
ア　一般協定債権者は、会社に対し、本協定の認可決定の確定の日において、その有する協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息及び遅延損害金の全額につき、その債務を免除する。
イ　一般協定債権者のうち、特別清算債権額が100万円を超える一般協定債権者は、会社に対し、前号イの第１回弁済を受けたときに、特別清算債権の総額から第１回弁済の金額を控除した残額につき、その債務を免除する。
ウ　本号イに基づく債務免除の効果は、対象となる一般協定債権者が前号イの第２回弁済を受けたときに、当該弁済を受けた限度において効力を失うものとする。
第５条　協定債権の弁済方法
１　第１回弁済
⑴　弁済の時期
第１回弁済は、一般協定債権者に対して、本協定の認可決定の確定の日から１か月以内に実施する。
⑵　弁済の原資
第１回弁済の弁済原資は、弁済実施日において会社の保有する現預金から一般優先債権等（弁済実施日以降、清算結了までに発生することが見込まれるものを含む。）を控除した残額とする。
２　第２回弁済
⑴　弁済の時期
第２回弁済は、一般協定債権者のうち第４条第２項⑴アによる弁済を受けた者以外の一般協定債権者に対して、会社の資産の換価が全て完了し、清算結了の見込みがついた後遅滞なく、会社の指定する日において実施する。
⑵　弁済の原資
第２回弁済の弁済原資は、弁済実施日において会社の保有する現預金から一般優先債権等（弁済実施日以降、清算結了までに発生することが見込まれるものを含む。）の合計額を控除した残額とし、同弁済原資を第２回弁済の対象となる一般協定債権者の特別清算債権の額により按分して各一般協定債権者に対する弁済額を算定する。
第６条　新たに財産が発見された場合の取扱い
第４条第２項⑴の弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、会社はこれを速やかに換価し、一般協定債権者のうち第４条第２項⑴アによる弁済を受けた者以外の一般協定債権者に対して、換価代金から必要な費用を控除した残額を各特別清算債権の額の割合に応じて新たに弁済する。この場合においては、各協定債権者が第４条第２項⑵イの規定により行った債務の免除は、同項⑵ウの規定により効力を失うものとされているものに加えて、新たに弁済を受けた限度において効力を失うものとする。
第７条　解除条件
本協定に対する裁判所の認可決定がなされず、又は、裁判所の認可決定が取り消された場合、本協定に基づく行為は債務免除を含めて遡ってその効力を失う。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部